

老人福祉施設、介護保険施設等の基準等を定める条例に係る県独自の基準について

1 非常災害対策について（各施設等共通の基準）

（1）概要

本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要があります。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で、従来の国の基準に加えて独自基準を設けることとしました。

（2）従来の国の基準について

従来の国の基準（基準省令）の内容は次のとおりです。

- ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知すること。
- ・ 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行うこと。

（3）条例で新たに追加する独自の基準について

- ① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設（事業所）ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にした。（義務規定）

（趣旨等）

- ・ 本県においては、東海地震や富士山噴火等の多様な災害の発生が想定されることから、施設（事業所）ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的な計画を定めることにより、非常災害への備えの強化を図るものです。
なお、この規定は、基準省令に定められている「非常災害に関する具体的計画」の指す内容について、条文において明確にしたものです。

- ・ 山地災害危険地（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害による被害想定地域など、あらかじめ危険が想定されている地域については、災害に関する情報の伝達方法や避難すべき地域、判断基準等を市町村がそれぞれの市町村地域防災計画、ハザードマップなどに定めていますので、「予想される非常災害の種類」及び「具体的な計画」の見直しに際し、ご確認ください。

- ・ この計画は、災害の種類ごとの対応が適切に定められていれば、必ずしもその種類ごとに策定する必要はありません。

- ② 避難、救出その他必要な措置に関する訓練については、非常災害時に、消防機関のほか、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加えた。（努力義務）

(趣旨等)

非常災害時には、施設（事業所）の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしたものです。

- ③ 非常災害時に備え、飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検に努める旨の規定を設けた。（努力義務）

(趣旨等)

- ・ 大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、入所者（利用者）及び従業員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。
- ・ 飲料水及び食糧は、山梨県地域防災計画において必要とされている備蓄量を踏まえ、3日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。
- ・ 通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。

(4) 各条例における非常災害対策についての条例の該当条文

長寿社会課所管の条例における非常災害対策についての該当条文は、次のとおりです。

条例名	該当条文
山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例	第8条
山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例	第8条
山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例	第8条、第42条、第48条、第52条
山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例	第109条、第130条、第134条、第145条、第167条、第180条、第187条、第203条、第215条、第236条、第247条
山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例	第104条、第115条、第123条、第142条、第159条、第171条、第181条、第196条、第217条、第234条
山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例	第31条、第54条
山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例	第32条、第56条
山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例	第30条、第54条

2 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）の居室定員（ユニット型以外）について

（1）概要

国の基準では、原則1人としていますが、本県においては、既存施設改築時の取扱いや今後の多様なニーズに対応するため、独自基準を設けることとしました。

（2）従来の国の基準について

従来の国の基準（基準省令）の内容は、次のとおりです。

- ・一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

（3）条例で新たに追加する独自の基準について

本県の基準

- ・一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあっては二人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合にあっては二人以上四人以下とすることができる。 ※下線部が独自基準

- 特別養護老人ホームの類型 ※1と3について独自基準を設けました
- 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上・従来型ケア）
 - 2 ユニット型特別養護老人ホーム（定員30人以上・ユニットケア）
 - 3 地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下・従来型ケア）
 - 4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（定員29人以下・ユニットケア）

（趣旨等）

- ・ 本県においては、ユニットケアと併せた個室ユニット型の施設整備を第3期介護保険事業支援計画（平成18～20年度）から推進しており、今後も引き続き進めていくこととしております。
一方、従来型ケアにおいても、プライバシーが確保され、高齢者の尊厳が保持できるよう個室を基本とすることが望ましいことから、居室定員は国基準と同様、原則1人とします。ただし、多様なニーズに対応できるよう、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる旨を独自基準として設けました。
- ・ 「入所者のプライバシーに配慮した措置」とは、次のとおりです。
 - ① 個室に近い空間にするため、隣の室内が見えないようにパーテーションや建具等で居室を仕切り、入所者同士の視線が遮断されていること。
 - ② 仕切られた個室的な空間であっても、介護を行うことができる適度な広さが確保されるとともに、採光、換気が十分配慮されていること。

- ・ 「地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合」とは、次のとおりです。

【既存施設の改築】

従来型からユニット型への改築の際、現入居者が低所得のためユニット型が利用できない場合に、入居者への配慮の必要性から、一部（30%まで）を多床室として整備することを認めており、条例制定後も同様の扱いとします。

ただし、現入居者への配慮の必要を超えて整備することは認めません。

※ 改築の場合の運用方針については、平成22年3月16日付け長第3107号「山梨県老人福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の運用について（通知）」を参照してください。

【その他】

今後、特別養護老人ホームの整備状況、入居待機者の状況、経済状況及び市町村長の意見等を総合的に勘案して、多床室の整備が必要と認める場合。